

受付日		受付 番号	①－ ②－ ③－
-----	--	----------	----------------

研 究 助 成 申 請 書

この申請書類に記載する事項は、助成金支給対象者の選考等、貴公益信託の運営に必要な範囲内で、貴公益信託の受託者・運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用すること、また支給が決定した場合は、氏名、所属、研究テーマ等の情報が主務官庁へ提供される他、一般に公開されることについて同意のうえ応募します。

私は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します

(申請日) 年 月 日

申請者に関する事項	ふりがな			西暦			略歴	(学歴)
	氏名			年 月 日生	(歳)			(職歴)
	住所	〒 — TEL — —						
	E-MAIL							
	所属機関							
職名			学位					
所在地	〒 — TEL — —							
研究テーマ名							研究分野(いずれかを○で囲んで下さい。) 1. 水素製造技術 2. 水素貯蔵・輸送媒体に関する技術 3. CO ₂ 固定化技術	
申請者の役割分担								
研究予定期間	自: 年 月	共同研究者	氏名	所属機関	職位・学位	当研究テーマの役割分担		
	至: 年 月							
助成希望金額	万円							
研究概要								

精 査 印		登 録 印	
-------------	--	-------------	--

1. 研究目的

2. 具体的な研究内容

3. 研究内容の特色(独創性、新規性、類似研究や従来技術に比べ優れている点)について

4. 研究テーマに関する準備状況(これまでの研究成果、得られている知見や可能性を示すデータ)

5. 研究の将来的な発展性について(学術的な面のみならず、将来実用化された場合に期待できる効果も記載)

6. 研究計画(この2年で何を検討・達成するのか、タイムテーブル及び本研究に使用する主な保有設備について記載)

7. 助成金の使途内容(設備、消耗品、人件費等の費用ごとに概要を記載。共同研究者への資金配分及び資金使途も記載ください。)

8. 研究テーマに関連する申請者の主要論文(10件以内を記載し、うち3件以内の論文をPDFで本申請書とともに提出して下さい。
なお、提出した論文には頭部に○印をお付け下さい)

9. 他の競争的資金状況
① 応募中(申請中含む)の他助成機関への応募状況 有(下記に記入) 無

研究テーマ	申請金額 (万円)	時期	助成機関

② 過去3年間の他助成機関からの研究助成実績 有(下記に記入) 無
(他機関が助成金の重複受給を禁じている場合がありますので、ご注意下さい)

研究テーマ	助成金額 (万円)	時期	助成機関

【助成が決定した場合の、助成金受取予定口座】 (下記の1、2いずれかを選択し、○で表示)

1	助成金は私が所属する機関への委任経理を希望します。 委任経理の場合、間接経費への充当ならびに使用者の変更は認められません。また、未使用金は返還いただきます。 (個人口座利用の場合も同様です。) 助成決定後に、所属機関の「寄付金申込用紙」(書式任意)を受託者へお送り下さい。
2	委任経理を希望しません。 この場合は、受取手続につき別途受託者宛お問合せください。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

1. 私は自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③奨学金・助成金を受け取ることに関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社・貴公益信託の信用を毀損し、または貴社・貴公益信託の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 私は、暴力団員等もしくは第1項①～⑤のいずれかに該当し、もしくは第2項①～⑤のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、奨学金・助成金を継続して受け取ることが不適切である場合には、奨学金・助成金の交付が否認又は停止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した奨学金・助成金の全額を直ちに返還いたします。なお、これに伴い費用が発生し、もしくは損害が生じた場合であっても、他の規定にかかわらず貴社・貴公益信託に対し当該費用及び損害の請求を行わないものとします。